

| | | | |
|--|---|----|------|
| 京都大学 | 博士（文学） | 氏名 | 扈 素妍 |
| 論文題目 | 植民地朝鮮の「出産の場」における風習と「生政治」 —産婆制度と胎教言説を通じて— | | |
| <p>（論文内容の要旨）</p> <p>人は生まれては死ぬ。人類社会の最も基礎になるものは「生」と「死」である。いつの時代、どんな技術を持っていても、これだけは変わらない。この変わらない事実を対象として、歴史学・社会学・ジェンダー研究などあらゆる分野が様々な問いかけを行ってきた。特に「出産の場」は、産婆制度などを通じた人口調節のための政策側の介入、風習の伝存、母性イデオロギーの潜入、民族改造や衛生学及び優生学の議論などが起こる場、つまり複合的な政治権力が生命を巡って競合する、ミシェル・フーコーのいう「生政治」の場である。そして、この「出産の場」が、本論文の主な舞台であり、研究対象である。</p> <p>他方で、これまでの植民地朝鮮の「出産の場」に関する研究は女性の出産に関する研究や、教育に関する研究、また、行政側の意図に注目した衛生・風習の研究など、個々の研究にはそれなりの蓄積があるが、それを総合的に考察するものは見当たらない。従って、本論文では次の目的をもって植民地朝鮮における「出産の場」を検討する。まず、近代衛生の概念や政策と、それまでの風習とのせめぎ合いに着目して、「出産の場」における権力を分析する。次に「出産の場」に関わる衛生制度としての産婆、女性運動、風習、植民地近代といった様々なファクターを総合的な観点で検討し、当時の「生政治」の構造を脱構築する。そして、「出産の場」における言説を収集し、植民地朝鮮の「生政治」の構造を脱構築することで、出産を取り巻く現場で女性に何が期待されていたのか、何が起こっていたのかを追究し、その「出産の場」の主体であった女性へ歴史叙述を取り戻す。</p> <p>以上の目的を達成するため、本論文は、研究の概要と方法、目的を説明した「序章」からはじめ、産婆制度と朝鮮の出産風習のせめぎ合いを解明する第一部「植民地期における出産風習と産婆制度、そして、「生政治」」の第一・二・三章と、胎教という出産風習に着目して、「出産の場」における言説が如何に権力として働いたのかを考察する第二部「植民地朝鮮社会における胎教言説と「生政治」」の第四・五章の二部構成になっている。続いて、補論を設けて「出産の場」のみならず、死の場から確認される「生政治」の特徴を論じた後、最後に「終章」では、本文をまとめて、本論文の意義を再確認する。以下、全五章と補論の要旨を述べておく。</p> <p>第一部では近代医学知識を帯びた産婆を「出産の場」に介入させようとした総督府の政策の実態と、その政策下で実際に何が起きていたのかを、産婆制度と朝鮮の出産風習のせめぎ合いに着目して問うた。そのうち第一章では、今村鞆の『朝鮮風俗集』</p> | | | |

や、『中枢院調査資料 雑記及び雑資料（其二）』という当時の風習調査を通じて朝鮮の出産風習の有り様を確認する。また、山根正次などの総督府側の医学・衛生学専門家の文章を取り上げて総督府側の朝鮮の出産風習に対する認識、そして、「産婆規則」の前提として行われた産婆養成制度についての衛生担当者の認識と制度の実態を検討した。さらに、これらの過程を通じて、伝統的な朝鮮の「出産の場」の様子を確認し、先行研究では「急でも緊要でもない政策」と評価される産婆制度の実態を追究した。その結果、朝鮮においても伝統的に「産救安」などと呼ばれた家族・親戚の女性へ、もしくは近隣の老婆を雇い、助産を任せる風習があったことを明らかにした。しかし、メディアでは朝鮮人の出産風習と迷信とを一体化して、朝鮮の風習を野蛮なものとして位置づけていた。それに加えて当時の日本の専門家たちは朝鮮の出産風習を未開なものとして際立たせ、日本人がこのように悲惨な朝鮮人を救わなければならないという言説構造を作った。そこには、朝鮮人を「惨状」から救うためと称し、日本人産婆の派遣もしくは朝鮮において〈産婆〉を養成する必要性を唱えるという意図があったと考えられる。一方、統監府時代から始まった産婆養成制度は、一九一三年には京城だけではなく地方の慈恵医院においても実施されていき、養成を急ぐために慈恵医院には「速成助産婦科」をも設置、加えて憲兵・巡査の家族を五ヶ月という短い期間で〈産婆〉として養成し、各地での定着を図ったことを確認した。

続いて第二章では、主に一九二〇年代の朝鮮語の新聞・雑誌史料を通じて、京城という朝鮮社会の都市部における産婆認識と産婆らの職業婦人としての労働、またそこからうかがえる産婆利用の様子を探った。さらに、産婆普及を衛生行政の問題ではなく、産婆の労働と「出産の場」の〈現実〉に基づいて再考した。それによって、一九二〇年代京城の朝鮮社会では、産婆は、収入が相対的に高く、個人で開業するのが容易であったため、ある程度教育を受けた女性ならば一人で自立できる仕事として認識されていたことを確認できた。その上、産婆自身は自分の職業を女性としては稼ぎがいい方であると認知していたが、収入は不安定であって、朝鮮社会の理解が不十分であることに強く不満をいだき、批判していたことを明らかにした。一方、産婆たちの朝鮮社会に対する批判は、彼女らが朝鮮社会を取り巻く「生政治」、その中でも出産の医療化を図る戦略の一部であったことを指摘した。さらに、京城で働いた産婆たちがこのような「言説」戦略を取っていたことは、産婆利用という衛生思想が朝鮮社会では都市部にも普及していなかったことをうかがい知らせる。

第三章では、引き続き一九二〇～三〇年代の新聞・雑誌記事を素材として、西洋医学のエージェントとしての産婆が「出産の場」で経験した古来の出産風習とのせめぎ合いについて検討した。さらにそのせめぎ合いの〈現実〉が如何に構成されていたのかについて、当時の京城の社会階層問題と、そこでの出産問題を分析して、「出産の場」に影響を及ぼした外部要因を提示することを目標とした。その結果、次のようなことを確認できた。第一に、「何も知らない老婆」と認識された伝統的助産者と産婆

との間に、「出産の場」のヘゲモニーを取り巻くせめぎ合いがあったことである。第二に、メディア上で伝統的助産者は朝鮮の巫俗と関係が深く、衛生を知らずに迷信的な行為を行うため、駆逐しなければならない存在として表象されたことである。また、記事を見る限り、産婆などの近代知識を帯びた助産関係者たちはこのような伝統的助産者が一九三〇年代までも朝鮮人家庭ではよく利用されていたことに対して危機感を示している。こうした状況に至った理由は、一九二〇年代から表面化した京城の「土幕民」「細窮民」という都市貧民が、一九三〇年代を通じて増加していたためであった。都市貧民の中では「難産」の際には産婆や医師の助けを求める必要があると認識していた者もいたが、正常産の際には医療を利用できる経済状況ではなかった。そのため、産婆が自ら無料助産の宣伝を行うなどし、植民地当局も状況改善策を企画したが、実際に施行されたものは少なかったうえ、施行されてもその規模は満足できるようなものではなかった。このように、「出産の場」において朝鮮社会の様々な側面の問題点が重なって、産婆利用は京城という都市にも普及できなかったのである。要するに、総督府は『毎日申報』と産婆制度を通じて正常産・難産ともに医療の対象とすることを図ったが、難産する身体は医療化できたものの、正常産の場合はそう受け止められなかったということである。

第二部では、現在までも韓国において伝存している出産風習である胎教を主題として、「出産の場」における言説が如何に権力として働いたのかに焦点を当てた。そのため、第四章では、まず、植民地朝鮮に伝存していた出産風習としての胎教の有り様を明らかにした。そして、主に一九三〇年代の〈優生学運動家〉による胎教を取り巻く言説に注目し、「優生学」という生命を巡る権力に対して人種の質の向上という新しい目標を提示した近代学知と出産風習としての胎教が、言説層位では如何に絡み合っていたのかを探った。そして、その分析に基づいて植民地朝鮮の「生政治」の特徴を追究した。それによって、近代化の中で「優生学」という近代学知に基づく人口の増加及び改良、言い換えれば近代国家の企画に適合する「順応する身体」が作り上げられる過程が垣間見えた。メディア上で繰り返された胎教に関する優生学言説は、「妊娠した体」を管理すべき「症例」のように論じて、その管理を科学の言葉で客観的な知識のように提示し、胎教の実践を合理化したのである。そして、胎教を迷信として否定する側も、優生学やその価値観を否定したわけではなかった。むしろ、迷信である胎教を否定することを通して、より科学的に「妊娠した体」を統制できる意見を提示した。このように胎教否定論も、また肯定論も、「順応する身体」を構築する生権力のファクターであったのである。すなわち、胎教を否定するものをも含む胎教言説の役割は、母の精神を安定する必要があるという認識を社会に普及し、朝鮮人社会が「優生学」になじむようにすることであった。そうすることで、より良い「種」の誕生のため、「妊娠した体」の管理を正当化したのである。

続いて、第五章では、開化期から一九三〇年代まで、「新聞政府」と評価された

『東亜日報』と『朝鮮日報』から、様々な立場から語られた胎教に関する記事を収集して、その語り手たちの意図や記事を構築している社会の運動と関連付けて解説した。特に「出産の場」を構築する軸である「母性」言説との関係を意識した上で、女性教育論・民族改造論・‘朝鮮学’振興運動の中で胎教言説が植民地朝鮮の「出産の場」をどう表象しているのかを考察した。その結果、開化期に女性教育の必要を唱えた論説では、賢母という役割を前提として胎教が唱えられ、その傾向は一九二〇年代の女性解放の動きの中でも継続していたことが確認できた。同じ時期、「母になること」が民族改良に資するものとして論じられたことも、胎教言説によって明らかになった。また、こうした民族改造論よりも非妥協的な民族主義者の文章でも、「種族繁栄策における実に世界に卓越した」方法として胎教は肯定され、正しい母になる方法として正当化されていた。このように、「妊娠した体」を統制する構造を築き上げた言説においては、医学や衛生学などの専門家のみが参加していたのではなかったこと、むしろ、一見したところ互いに競合しているように見える社会の様々な動きが、胎教に関する言説を通じて、「妊娠した体」に対する統制を肯定する言説を繰り広げていたことを確認した。

そして補論では、「生」とは表裏をなす「死」の場における「生政治」の一面を確認するため、日本本土においても衛生概念が浸透する初期にあたる明治期における墓地制度の制定過程を、エルンスト・チーゲルの『衛生汎論』や後藤新平の『衛生制度論』など、葬法と墓地を取り巻く言説を通じて検討した。その結果、次の四つを確認することができた。第一にコレラの大流行により墓地衛生で土葬は限定され、火葬が浮上した。第二に、衛生専門家らは火葬が土葬より衛生的な葬法だと認め、土葬を余儀なくされる時には人家との距離、墓地の土質などの規定を設けるべきだと主張した。第三に、一方、衛生専門家らは、前近代まで死者を取り扱っていた宗教による風習や慣習が残っている状況について、これからは法律によって墓地を取り締まるべきだと主張した。第四に、これらの言説は、一八八四年に制定された墓地規則とその細目標準にも影響を及ぼし、墓地と人家の間の距離、墓穴の深さなど衛生管理という目標が確実な箇条が設置されたことが確認できた。同時に、この墓地規則は墓地の宗教的性格を剥奪し、警察の取り締まりの下に置くためのものであったことが分かった。そして、「生政治」の構築という観点から見れば、植民地のみならず「生政治」の一部を構成する衛生制度は、単に政策を作る側の意図によって施行できるものではなく、その社会で信じられてきた宗教や民俗と、新しく登場した衛生思想とのせめぎあいの中で、専門家や一般の人々と言説が絡み合って構成されて行ったということを確認した。

本論文は主に植民地朝鮮の「出産の場」における風習が、「生政治」の中で、総督府の政策とせめぎ合いを起こし、もしくは、近代学知と協力してその裾野を広げていく過程を読み解くものであった。その過程の解明できる手掛かりとして取り上げた記

事は、筆者の性別が明確ではないものが多く、男性のものが多かったらう。また、植民地朝鮮の「出産の場」を取り巻いて構築された「生政治」の根幹には家父長制の秩序があったことは、言うに及ばない。しかし、本論文の試みは、スピヴァクの論考のように、自己の問題や考えを自分らの言葉として発信できない、発信しにくい存在である女性たちが、どのような状況に置かれていたのかを明らかにし、また、できるだけ女性が直接に語った文章を集めて、歴史における女性の位置を確認し、歴史叙述を女性へ取り戻そうとしたものであった。

女性を軸として植民地朝鮮の歴史を読み直すということは、女性を「主語」にするということではない。むしろ、女性が担い、女性が経験する場において何が起こっていたのかを解明し、また、そこへ参加していた人々の文章という事例を重ねて、彼らについて叙述することであると考え。さらに、それはこれまで男性として表象される主体が領有してきた歴史、言い換えれば、男性のみが活動していたかのように「見える」歴史、を女性へ取り戻すことになる。本論文は、出産風習と総督府の衛生政策、また、朝鮮社会の権力関係の中で、「出産の場」で起こった出来事を叙述し、植民地朝鮮の女性が置かれていた〈現実〉を明らかにすることによって、植民地朝鮮の女性を歴史の中で実存していたものとして書き出し、彼女らへ歴史叙述を取り戻すことができたと考える。そして、そのように書き出した歴史は植民地朝鮮という時期と空間を、女性を軸として読み直すことを可能にする第一歩になったと考える。

(論文審査の結果の要旨)

本論文が直接に問うのは、日本の植民地統治下にあった20世紀前半の朝鮮における「出産の場」、とくに産婆や胎教というものがいかに存在し機能したか、あるいは普及したか(しなかったか)、である。この問題の検討は従来、アジア・太平洋戦争後の韓国社会のありようからの遡及的推論、総督府の政策や統計の整理・紹介にとどまることが多く、史料面でも政策担当者や専門的学知の担い手が残したものを専ら用いる傾向も強かった。それに対して本論文は、当該テーマに関わる医療史・衛生史研究でも実は十分に用いられてこなかった新聞記事等の史料を博搜・検討することを通じて、朝鮮人産婆の活動や社会的位置、胎教という出産風習をめぐる朝鮮社会の史的様相を、その〈現実〉を構成していた言説空間にこだわって浮かび上がらせようとした。この点がまず重要な学術的貢献と言える。

また分析の際、日本人医師、朝鮮人産婆、優生学者などさまざまにとりあげられる言説が、出産をめぐる風習といかなる関係にあったかが重要な視点となっている。単に旧弊と見なされるだけでなく、ときに葛藤し、ときに協力関係を結ぶといった、風習との複雑なせめぎあいを示す言説が生産されていたことを実証的に論じようとした点も、いわゆる「植民地近代性」論に即した本論文の特長である。それはまた論文タイトルにもあるように、繰り返し言及されるミシェル・フーコーの「生政治」概念を強く意識したためとも言えるだろう。朝鮮総督府による医療・衛生政策の安易な評価や統計理解、当時の日本人学者の論説などへの単純な依拠を慎重に回避しつつ、出産する女性をとりまく様相を起点に、植民地朝鮮の「女性へ歴史叙述を取り戻す」ことを試みた意欲作であると評価できる。

本論は二部立てで、五章および補論で構成される。

第一部では、植民地統治下で置かれたとされる専門的助産婦＝産婆の存在が主題である。第一章では、『朝鮮風俗集』『中枢院調査資料』などの風習調査、山根正次ら総督府側の医学者らの認識、そして産婆養成制度の成立・変遷が韓国併合以前に遡り詳細に検討される。その結果、「産救安」などと呼ばれた身内や近在の女性に助産を任せる風習を迷信とみなし、産婆養成の必要性を強調する言説空間が形成されたこと、1914年の産婆規則成立以前に京城および各道の慈恵医院で養成が急がれ、速成助産婦科の設置や、各地の憲兵・巡査の妻や娘の産婆開業を促し、そのために巡査らの転勤も推奨されるなどの、興味深い普及策がとられたことが明らかにされる。

続く第二章および第三章では、朝鮮語新聞『東亜日報』『朝鮮日報』に見られる産婆自身のインタビュー記事などを主たる史料として、1920年代の京城における朝鮮人産婆への認識や産婆の労働実態、そして出産風習との関わりが検討され、次のように論じられる。産婆は相対的な収入の高さ・個人開業の容易さにより、ある程度教育を受ければ一人で自立できる女性の仕事として認識されていた一方で、朝鮮人産婆たちの実際の収入は不安定であり、彼女らは朝鮮社会における産婆への無理解に強い不満を抱いていた。そこには伝統的助産者と近代的産婆との間のヘゲモニー争いがあり、

前者が衛生を度外視する迷信的行為を行う存在として表象されていた。だが1930年代に至っても産婆の活動は不振であり、京城が抱える貧民層の増加がその傾向に拍車をかけ、産婆自身の無料助産の宣伝や総督府側の状況改善策も不十分なものとどまつたため、産婆は総督府のお膝元・京城でさえ普及しなかったと主張される。植民地期の朝鮮においては、難産時を除いて「出産する身体」は医療化されなかったのだ、と評して第一部が閉じられる。

第二部では、胎教という出産時の風習が「出産の場」をめぐる言説空間でいかに機能したかが考察される。第四章の焦点は、1930年代に朝鮮で盛んになった優生学運動である。そこでは胎教の実践を「科学的」に評価することで、自らの運動展開に胎教言説が利用されていた。他方で胎教を迷信として否定する側も、優生学以上に「妊娠した身体」を統制できる方策を模索した。こうして胎教言説は肯定・否定問わず、母体は精神的安定・統制されるべきという認識を朝鮮社会に広げた、と見通される。

第五章では、「母性」言説との関係を踏まえ、女子教育論・民族改造論・朝鮮学振興運動の中での胎教言説が扱われる。「賢母」という役割を前提とした胎教言説が19世紀末から1920年代まで連続して見いだされること、いくつかの系列に分類される民族改良論でも「正しい母」の必要上胎教が肯定されていたことなど、競合・対立する言説群を貫く言葉として、胎教が位置づけられる。

なお補論では明治時代の日本における衛生政策、特にコレラの大流行を起点とした墓地行政が論じられる。そこではE・チーゲルや後藤新平の衛生言説、それを踏まえた「墓地及埋葬取締規則」の成立過程の考察を通して、「生政治」構築における民俗とのせめぎあい再度強調され、本論での視点が植民地朝鮮から明治前期の日本へと遡り拡張される。

こうした興味深い内容を備える本論文であるが、問題点がないわけではない。「生政治」概念やフーコーの議論を踏まえるあまり、その枠内で史料的検討の意味づけを収めてしまいがちであることや、産婆規則に代表される総督府側の政策や支配の実態の再検討が後景に退いていること、産婆や胎教の「普及」の指標があいまいであること、なども指摘できるかもしれない。しかしそれらの指摘は今後への期待と発展可能性を示すものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年11月10日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。